

# 「健康保険証」の経過措置と 「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」について

2024年11月  
キッコーマン健康保険組合

## ○マイナンバーが健康保険組合に登録されていないと・・・

医療機関窓口で本人の確認ができないために、**医療費の全額実費負担**を求められる可能性があります。（後日、保険適用分の給付を請求できます）

## ○健康保険組合への加入手続きが遅れると・・・

以前加入していた健康保険組合に請求が回る可能性があります。それで、以前加入していた健康保険組合から、**7割分の請求**が求められた場合は、支払う必要が生じます。（後日、当健保に給付請求できます）

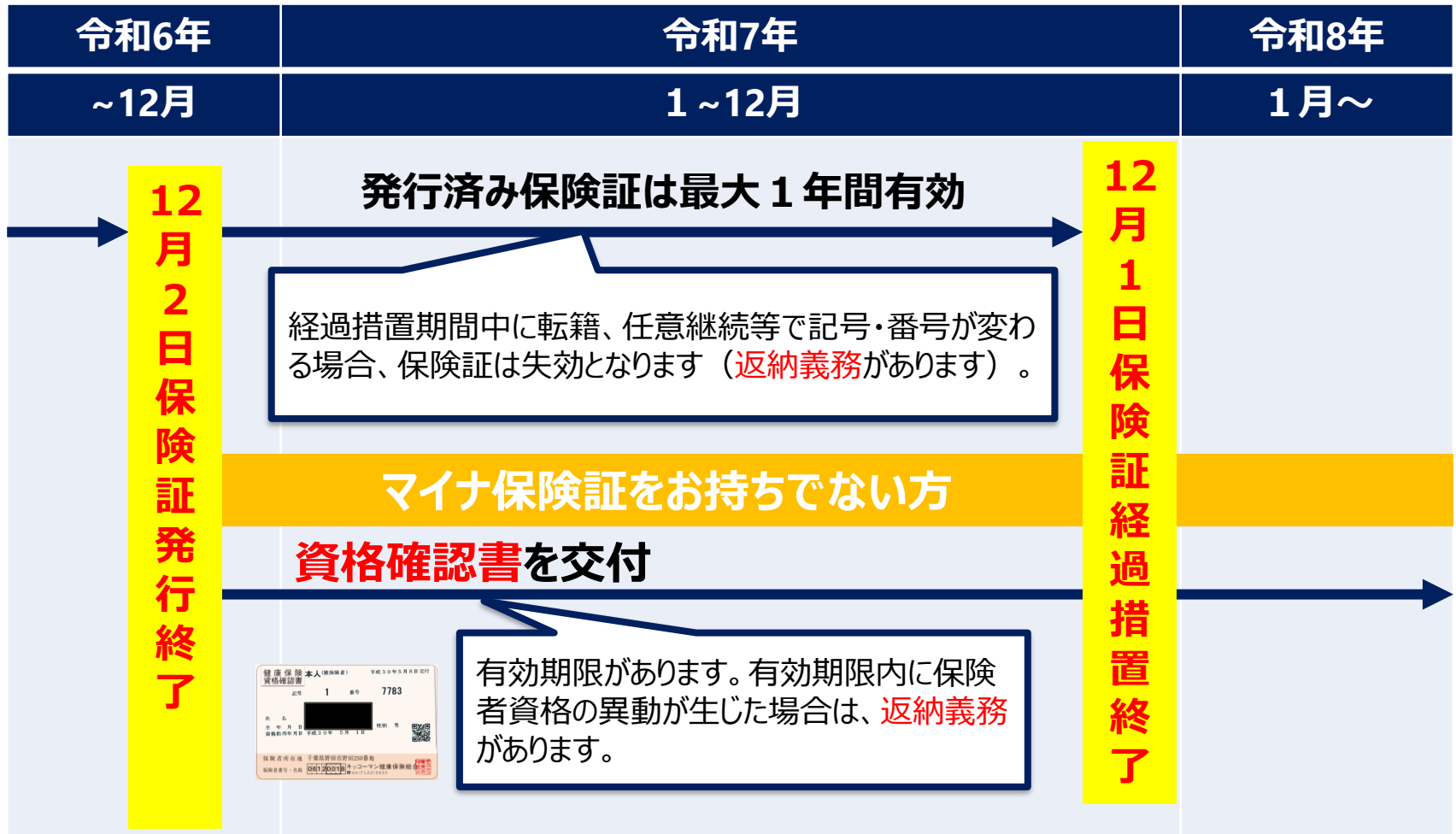
## ○健康保険組合から外れる手続きをしていないと・・・

当健保の資格が無くなった方の医療費であっても、当健保が支払わなければならないケースが起こりえます。その場合、当健保は**7割分の請求**をさせていただきます。（新たに加入している健康保険組合に給付請求できます）

**保険給付を円滑に受けられるよう  
お手続きはお早めに！**

# 健康保険証等の経過措置について

- 令和6年12月2日以降も、発行済みの保険証は**1年間有効**となります。
- 「健康保険証」も「マイナ保険証」もお持ちでない方へは、医療機関受診の際にご使用いただける「**資格確認書**」を発行します。



## 廃止後も発行済みの保険証は**1年間有効**

- 現行の「健康保険証」は令和6年（2024年）12月2日に廃止されますが、現在お持ちの「健康保険証」は、在籍会社が変わったり、退職等で資格がなくなる限り、令和7年（2025年）12月1日まで使用できます。



- ◆令和7年（2025年）12月1日までに退職等で使用できなくなった保険証は、手続き用書類等とともに 健康保険組合に**返納**してください。
- ◆令和7年（2025年）12月2日以降については保険証の自己廃棄も可能です。

## 「マイナ保険証」をお持ちでない方は「資格確認書」で これまでどおり受診できます

マイナンバーを提出していない、または保険証利用登録を行っていない方は、健保組合から交付される「資格確認書」を提示すれば、これまでどおりの保険診療を受けることができます。

### 「資格確認書」の発行について

#### ● 新規取得者、記号・番号変更者（令和6年12月2日以降）

健保組合は、会社から提出される書類等を確認し、「マイナ保険証」をお持ちではない方に「資格確認書」を発行します。ただし、発行に時間を要する場合がございますので、「マイナ保険証」をご利用いただくようお願いいたします

#### ● 既存加入者


令和7年（2025年）12月1日までに、健保組合が必要と判断した場合（※）に「資格確認書」を発行します。

※「マイナ保険証」をお持ちでない方、マイナンバーが未登録の方などに発行します。

- ◆ 「資格確認書」には有効期限があります。有効期限は4～5年の予定です。
- ◆ 退職等で資格がなくなった場合は、健康保険組合へ返納いただく必要があります。有効期限後は自己廃棄も可能とします。

# 参考：「資格確認書」のイメージ

## 表面

健康保険 資格確認書	本人(被保険者)	平成30年5月8日交付
記号	1	番号 7783
氏名	[Redacted]	
生年月日	平成30年 5月 1日	性別 男
有効期限	令和〇〇年〇〇月〇日	
QRコード		
保険者所在地	千葉県野田市野田250番地	
保険者番号・名称	06120018 キックマン健康保険組合 ☎04(7123)5035	

## 裏面

住所	[Redacted]
備考	[Redacted]
※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。 記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。	
1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。	
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。	
3. 私は、臓器を提供しません。	
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》	
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】	
[特記欄: 署名年月日: 年 月 日 本人署名(自筆): _____ 家族署名(自筆): _____	

■サイズ・材質・形状は健康保険証と同様(プラスチック製・カード型)です。

■有効期間は4～5年です。

1年単位の発行期間を設定し、発行期間ごとに同一の有効期限を設定するため、発行時期によって有効期限は4～5年になります。

## ●記載事項

- |        |          |              |         |
|--------|----------|--------------|---------|
| ・記号・番号 | ・枝番      | ・氏名(漢字、フリガナ) | ・被保険者氏名 |
| ・生年月日  | ・本人・家族区分 | ・被保険者/被扶養者   | ・性別     |
| ・QRコード | ・資格取得年月日 | ・交付年月日       | ・有効期限   |
| ・保険者名称 | ・保険者番号   | ・保険者所在地      | ・公印     |

## 「マイナ保険証」は、カードリーダーが使えない医療機関を受診する場合でも、「資格情報のお知らせ」を提示するとご利用いただけます。

カードリーダーがない医療機関等や故障中など、カードリーダーが使えない場合、マイナンバーカードで本人確認をした上で、「資格情報のお知らせ」で、資格情報を伝えることで、保険診療を受けることができます。

- 資格情報は、「資格情報のお知らせ」のほかにマイナポータルの「私の情報」/「医療保険の資格情報」を提示することで伝えることができます。
- 「資格情報のお知らせ」は、退職等の際に会社へ返納いただく必要はありません。
- 令和6年9月7日時点でマイナンバーが、健保のシステムに登録されていない人にも、令和6年（2024年）12月2日以降に、マイナンバー下4桁の記載がない「資格情報のお知らせ」を送付予定です。
- 既に発行している「資格情報のお知らせ」の資格情報から、記号・番号が変わった人に、令和6年（2024年）12月2日以降に、新しい記号・番号の「資格情報のお知らせ」を送付予定です。

**令和6年12月2日以降の健康保険組合加入者については、マイナンバーが健康保険組合に登録された段階で、登録完了をお知らせするのに「資格情報のお知らせ」を発行する予定です。**

以上